

引記

親告する代に物行民誌の

我々松井は従って前日八月十八日親告自下ありと云ふ理由下文の事ありと云ふ前に之水火の代に物行民誌は親告松井と云ふに於て因事告仰者組今も何人の理由も之を總括して云ふものより多量にタ、キ、入て之の間に我々従って親告自下に世理矢理にケラサレ全下多量を解決させよう

親告する代に民諸局

前日小松井は我々を自下とするために場を分けて回しから彼に於て新期にあり諸金未だ

入れ永年債便にこのた諸金の割に之を然と二年と働かして夕百川近から其の返済金も

概して街路へ大の知りおししたう

親告する代に民諸局

何故我々も我々も強をするか

前日田中署長 現代に物行民誌を承り赤木佐木おあり工門 金計係小森巡查部長の三人が此

る如新編の争議に会社からこのタマのイロと云うて争議団を強わしその事実かして今後

争議局に決議を下る程と云ふある云 此の事實は何を強わらふ、在る争議の正しくは塔コノ

争議局の争議を強わして甘い汁を吸わす 松井は我々の争議に上置きの奴は質小の松井が

争議局の争議を強わして甘い汁を吸わす 松井は我々の争議に上置きの奴は質小の松井が

争議局の争議を強わして甘い汁を吸わす 松井は我々の争議に上置きの奴は質小の松井が

争議局の争議を強わして甘い汁を吸わす 松井は我々の争議に上置きの奴は質小の松井が

争議局の争議を強わして甘い汁を吸わす 松井は我々の争議に上置きの奴は質小の松井が

争議局の争議を強わして甘い汁を吸わす 松井は我々の争議に上置きの奴は質小の松井が

争議局の争議を強わして甘い汁を吸わす 松井は我々の争議に上置きの奴は質小の松井が

5.10.7
175

第 三 四 二 一 号

昭和五年九月三十日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 官 殿

各 府 県 長 官 殿

北海道庁 大改神官
北庫 吉 知 事 官 殿

合名会社 松井 匠 袋 工場 二 控 ケ ル 争 議 用 燃 料 計 画

二 期 又 ル 件

要旨 別添組合幹部等争議用燃料ノ為メ務々策動せん之目下ノ版地等ノ何者
得ん必ナシ